



困つたら
協へ

誰もが支えあいながら

安心して暮らすことができる

『共に手を携える地域社会の実現』を

目指します



社会福祉法人
千葉市社会福祉協議会

「平時の暮らしを支える」「困ったときに、頼りになる」 そんな社協を目指します！

社会福祉協議会とは？

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすための
福祉のまちづくりを推進する公共性の高い福祉団体です。

社会福祉法第109条に位置づけられ、全国・都道府県・市町村に1か所ずつ設置されている全国最大の福祉ネットワーク組織です。困った時の相談先として、また地域の絆を強める仕組みづくりや福祉課題解決への取り組みを住民・行政・各種団体と協働して進めていくのが社会福祉協議会(社協)の役割です。



ハーティちゃん

「ハーティちゃん」は千葉市社会福祉協議会の創立60周年を記念して、市民の皆さんにより親しみを感じていただくため、地域福祉活動の親善大使として公募によって生まれました。

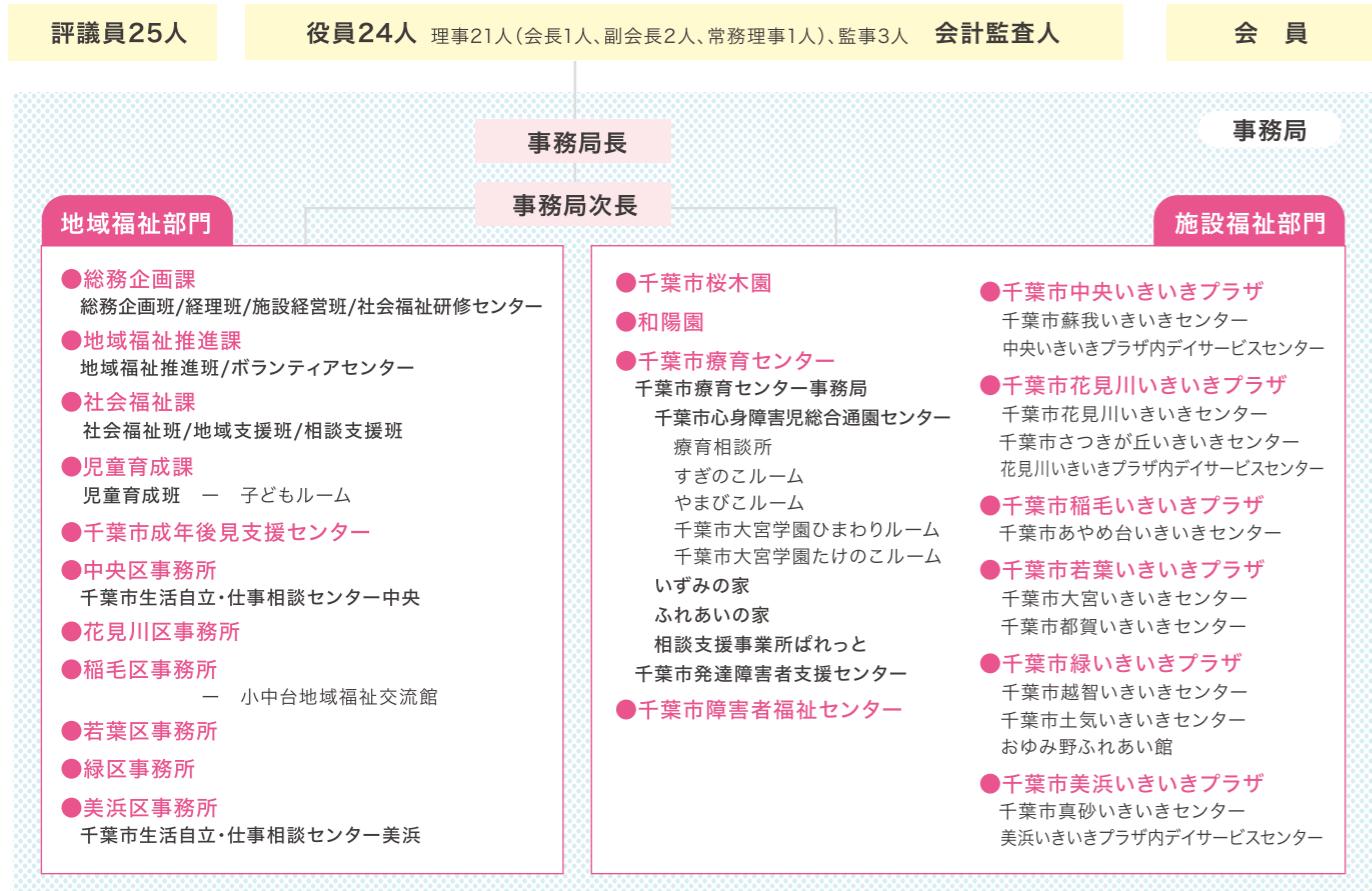
令和2年4月に合併し新法人に！

地域との強いつながりを持つ(社福)千葉市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の強みと専門職を多く抱え高齢・障害福祉施設の施設サービスに強みを持つ旧(社福)千葉市社会福祉事業団の資源を活かし、徹底したアウトリーチにより複雑化・複合化した地域の支援ニーズの早期発見に努めるとともに、包括的な支援体制の一翼を担うため以下のコンセプトの実現を目指し誕生しました。

- チームアプローチによる包括的相談支援体制の構築・運用
- アウトリーチの徹底による個別支援・地域支援ニーズの把握
- 地域生活課題を解決する仕組みづくり
- 支援が必要な方と共に歩み、その方らしい生き方へ導くサービスの充実



社会福祉法人千葉市社会福祉協議会組織図



皆様のあたたかいご支援が
地域の福祉を支えます

会費・会員募集

本会の財源には主に「公的補助金」や「受託金」「共同募金配分金」「寄附金」「会費」があります。

このうち「会費」は、会員として地域福祉事業に参画いただき、地域福祉事業の推進と福祉のまちづくりのために有効活用させていただいている。

会費の種類と年額

種別	年額
住民会員(世帯または個人の方)	1口 200円
	1口 3,000円
賛助会員(法人・団体・個人など)	1口 10,000円

※個人の方は、支払った会費・寄附金等の合計が2千円を超える場合、所得税法上の寄附金控除及び個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。また、法人の方は、法人税法上損金算入が可能です。なお、控除に関する詳細は、最寄りの税務署までお問い合わせください。

寄附金品の受領、配分

皆様からお寄せいただいた寄附金等は、地域福祉活動やボランティア活動等の推進のため有効に活用させていただいている。



共同募金運動への協力

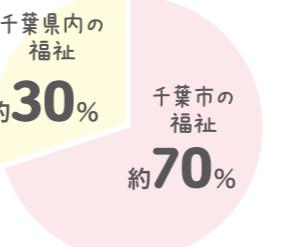
毎年10月1日から12月31日まで、全国一斉に赤い羽根共同募金運動が実施されます。
本会は、千葉県共同募金会千葉市支会の事務局として、募金運動の推進に協力しています。この募金は、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの貴重な財源として活用されます。

共同募金の使いみち

地区部会活動、サロン活動、ボランティア活動、福祉団体の活動支援 など

募金の約70%は千葉市の
福祉のために使われています。

募金の約30%は千葉県内の広域的な
福祉の課題を解決するための
活動に使われています。





私たちの使命と活動

住民同士がお互いに支えあって暮らしていける地域づくり



地域福祉活動の推進

地域福祉活動の推進

暮らしの中の生活のしづらさや困りごとを住民同士や専門職が一緒になって支えあい、解決しあう活動を推進しています。



地区部会活動の支援

地区部会は、本会の趣旨に賛同し、その地域特有の課題に対して、住民同士の助けあい、支えあいによる活動を行うために、自発的に組織された団体です。地域で活動する団体や個人が横の連携をつくり、地域の福祉活動を推進しています。本会ではその活動を支援しています。



ふれあいサロン活動

同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することによってお互いに支えあって暮らしていける地域づくりを推進しています。

見守り活動及び地域支えあい活動

ひとり暮らし高齢者等が、安心して地域で暮らせるように、日常的な見守りや声かけによる安否確認等を行う活動や、掃除や買い物などの生活行為の一部が困難な方等に対して、日常的な生活支援等、ちょっとした困りごとや困っている人の生活を支援するための住民同士で支えあう活動の立ち上げ等を支援しています。

コミュニティソーシャルワーカーの配置

「地域共生社会」の実現に向けて、複合化・複雑化した問題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制を構築しています。

生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)

高齢者が住み慣れた地域で生活していくことを支えるために、介護保険制度のサービスのみならず、公的・民間の各種サービスや民間企業のサービス、地域の支えあいで行われるサービスなど、さまざまな実施主体が連携・協力する地域づくりを目指しています。

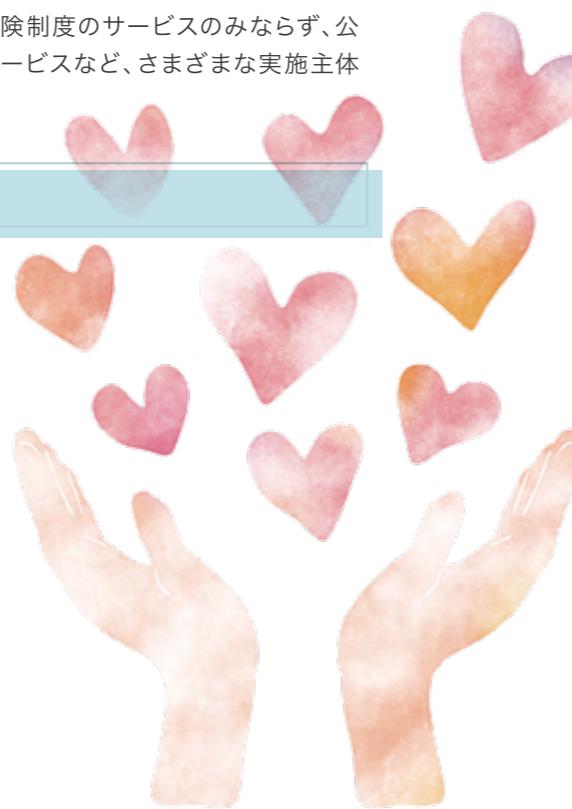
相談支援事業

千葉市成年後見支援センター

認知症や障害があっても、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、その方の権利や財産を守るために相談をお受けし、弁護士や司法書士、福祉関係機関と連携しながら支援しています。また、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み(権利擁護支援の地域連携ネットワーク)づくりを進めています。

千葉市生活自立・仕事相談センター中央・美浜

生活に不安を抱える方や仕事に就く自信のない方を対象に、自立に向けた効果的な支援が行われるよう、それぞれの相談内容に応じた支援計画の策定などを行い、継続的に支援する相談窓口です。



ボランティア活動等の推進

ボランティアセンター

千葉市ボランティアセンター及び区ボランティアセンターを設置し、住民主体・参加による自発的なボランティア活動を支援し、地域福祉の発展を図ることを目的に運営しています。

ボランティア活動の推進

ボランティア活動に興味のある方やすでに活動している方を対象に、情報提供・各種ボランティア講座を開催しています。

ボランティアに関する相談

ボランティア活動に関する情報の紹介や相談等を行っています。

災害ボランティアセンター

発災時に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアによる支援活動を調整します。

福祉教育の推進

福祉教育ボランティア学習の機会を提供し、福祉の活動や理解を深める取り組みを行っています。

貸付事業

生活福祉資金貸付事業

低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことで、経済的な自立と生活の安定を図ります。

総合支援資金

- 生活支援費
- 住宅入居費
- 一時生活再建費

教育支援資金

- 教育支援費
- 就学支度費

福祉資金

- 一般福祉費
- 緊急小口資金 など

不動産担保型生活資金

- 不動産担保型生活資金
- 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

保育士修学資金等貸付事業

保育士を目指す学生や、保育園などへの就職を希望する方へ必要な費用を貸付することにより保育人材の確保を図ります。

- 保育士修学資金貸付制度
- 保育料の一部貸付制度

- 保育補助者雇用費貸付制度
- 保育士就職準備金貸付制度

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

ひとり親の資格取得にかかる費用や家賃の貸付を行うことでひとり親世帯の自立促進を図ります。

- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度
- ひとり親家庭住宅支援資金貸付制度

その他の事業

放課後児童健全育成事業 (子どもルーム)

就労により昼間家庭に保護者のいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図っています。

千葉市社会福祉研修センター 管理運営事業

社会福祉事業に従事する方を対象に、幅広い研修を計画的・体系的に実施し福祉の現場を担う人材の育成を行います。

車いすの貸与事業

市内に居住し、介護保険制度など他制度による給付・貸与を受けられない車いすを必要とする方に、短期間(原則2か月)無料で貸し出しています。

各種団体事務

- 千葉市民生委員児童委員協議会
- 千葉県共同募金会千葉市支会
- 日本赤十字社
- 千葉県支部千葉市地区本部
- 社会福祉施設連絡協議会

広報啓発

広報紙「ちばし社協だより」の発行、配布による社会福祉の広報・啓発

ホームページによる各種福祉情報の提供
本会のホームページは
こちら▶▶▶



地域住民への福祉啓発と永年の福祉活動の功績をたたえる「千葉市社会福祉協議会会長表彰式」の開催

福祉教育ニュースの発行



皆様に「専門的なサービス」を提供いたします

支援を必要とする高齢者や障害者(児)への“高齢福祉サービス”や“障害福祉サービス”等の提供を行っています。
地域福祉活動と連動した社協らしい専門的なサービスを目指しています。



千葉市桜木園

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複した重症心身障害児に対し、診療・検査・介護・看護・訓練・保育・療育などの治療並びに日常生活の指導と援助を行う施設です。

- 入所施設(療養介護・医療型障害児入所施設)の運営|定員50名
- 短期入所施設の運営|定員5名
- 日中一時支援事業
- 障害児等療育支援事業
- 通所事業|定員20名(生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス)



和陽園

養護、特別養護老人ホーム等の入所施設のほか、地域における在宅の要介護者に対し心身ともに充実した豊かな生活が送れるよう、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活への支援を行います。

- 養護老人ホームの運営|定員80名
- 特別養護老人ホームの運営|定員80名(うちユニット型30名)
- 老人短期入所施設の運営|定員16床(うちユニット型10床)
- 訪問介護・日常生活支援総合事業の運営
- 居宅介護支援事業所の運営



千葉市障害者福祉センター

障害のある方に対し、生活や健康面での相談や専門スタッフによる機能訓練を行うとともに、創作活動やスポーツ活動などのレクリエーション事業を開催し、日常生活支援や社会参加の促進を図ります。

- 各種相談
- 機能訓練
- 社会適応訓練
- 講座(スポーツ・創作活動)、レクリエーション行事
- 住宅改造相談
- 福祉機器展示コーナー
- 施設貸出



千葉市いきいきプラザ・いきいきセンター

満60歳以上の方を対象に、明るく生きがいを高めることを目的として、介護予防事業を展開するほか、各種相談、健康増進、教養の向上及びレクリエーション等を行います。

- 老人福祉センターの運営
- 高齢者福祉講座
- 同好会活動
- ボディケアスクール
- 生きがい活動支援通所事業
- 体操教室
- 出張体操
- 生活相談・健康相談
- 入浴施設の運営
- 高齢者講演会
- 世代間交流事業
- 健康に関するイベント(測定会等)
- 高齢者活動支援事業(おゆみ野ふれあい館)
- 老人デイサービスセンターの運営
- 中央|定員32名 花見川|定員31名 美浜|定員35名



すぎのこるーム



いずみの家



千葉市療育センター

千葉市療育センター

障害児の療育・リハビリテーションなどを実施しているほかに、知的障害者の方の授産施設・発達障害の方の相談支援施設・身体障害者福祉センターの機能を併せ持った複合施設です。

療育相談所

発達に心配のあるお子さんとその家族の方の相談に応じるとともに、お子さんの診断・検査・評価を行い、障害の早期発見と発達支援を実施しています。

すぎのこるーム

上肢、下肢、または、体幹に機能障害のある就学前の幼児に対し、心身の健やかな発達と集団生活に適応できる基礎作りを目的とした療育を行います。

- 医療型児童発達支援センター|定員10名
- 日中一時支援事業|定員1名
- 児童発達支援事業|定員20名

やまびこるーム

聴覚障害を持つ就学前の児童が保護者とともに通園する施設であり、言葉の発達と聴覚活用を促すため、早期からの療育指導を行います。

- 福祉型児童発達支援センター|定員20名

いずみの家

知的障害者を対象に、日常生活や作業を通じて、自活に必要な指導訓練を行い、社会的自立の促進を図ります。

- 就労移行支援事業|定員6名
- 就労継続支援B型事業|定員34名
- 日中一時支援事業|定員3名

発達障害者支援センター

千葉市にお住まいの発達障害があるご本人・ご家族が安心して地域で暮らせるよう、総合的な支援を行います。

- 千葉市発達障害者支援センター運営事業
- 千葉市発達障害者等に関する巡回相談事業(すくすくサポート)

相談支援事業所ぱれっと

障害福祉サービス若しくは通所給付決定の申請・変更を希望する障害者若しくは、障害児の保護者に対し、サービス等利用計画や障害児支援利用計画の作成を行います。

ふれあいの家

障害のある方に対し、生活や健康面での相談や専門スタッフによる機能訓練を行うとともに、創作活動やスポーツ活動などのレクリエーション事業を開催し、日常生活支援や社会参加の促進を図ります。

- 各種相談
- 機能訓練
- 社会適応訓練
- ふれあいの家図書館
- 施設貸出
- 教室(スポーツ・創作活動)、レクリエーション行事
- ボランティアの養成
- 障害者福祉バス「たいよう号」の運行
- 障害者福祉カー「ゆうあい号」の貸出
- 声の市政だよりの発行事業
- 携帯用ヒアリンググループの貸出

千葉市大宮学園

ひまわりルーム

知的発達に遅れのある3歳から就学前の児童に対し、心身の健やかな発達と集団生活に適応できる基礎作りを目的とした療育を行います。

- 福祉型児童発達支援センター|定員40名
- 日中一時支援事業|定員1名

たけのこルーム

上肢、下肢、または、体幹に機能障害のある就学前の児童に対し、心身の健やかな発達と集団生活に適応できる基礎作りを目的とした療育を行います。

- 医療型児童発達支援センター|定員10名
- 日中一時支援事業|定員1名
- 児童発達支援事業|定員20名

千葉市社協連絡先一覧

市外局番 043

部署・施設名	電話・FAX		曜日※3	問合せ時間
総務企画課	209-8884	312-2442	月～金	8:30～17:30
地域福祉推進課	209-8869	312-2886		
社会福祉課	209-8867	312-2442		
児童育成課	209-6055	209-6077		
千葉市社会福祉研修センター	209-8841	312-2943		
千葉市ボランティアセンター	209-8850	312-2886		
千葉市成年後見支援センター	209-6000	209-6021	月～金	9:00～17:30
区事務所 (区ボランティア センター)	中央区	221-2177	221-6077	月～金 8:30～17:30 土・第2日 9:00～17:00
	花見川区	275-6438	299-1274	
	稲毛区	284-6160	290-8318	
	若葉区	233-8181	233-8171	
	緑区	292-8185	293-8284	
	美浜区	278-3252	278-5775	
千葉市生活自立・仕事相談センター中央	202-5563	221-3370	月～金	8:30～17:30 9:00～17:15 8:30～17:30
千葉市生活自立・仕事相談センター美浜	270-5811	270-5812		
千葉市桜木園	231-5865	231-7862		
和陽園	237-0157	237-0267		
千葉市 療育センター	事務局(代表)	279-1141	277-0220	9:00～17:15
	療育相談所	216-2401	—	
	すぎのこルーム	216-2409	—	
	やまびこルーム	306-5106	—	
	いづみの家	216-2465	270-1557	
	相談支援事業所ぱれっと	279-4311	279-4300	
	千葉市発達障害者支援センター	303-6088	279-1353	
	ふれあいの家	216-5130	277-0291	
千葉市大宮学園	ひまわりルーム	263-1560	263-2447	9:00～17:15
	たけのこルーム			
千葉市障害者福祉センター	209-8779	209-8782	火～日※1	9:00～21:00※4
いきいきプラザ	中央	209-9000	209-9006	9:00～17:15
	花見川	216-0080	216-0083	
	稲毛	242-8005	242-8175	
	若葉	228-5010	228-8956	
	緑	300-1313	300-1511	
	美浜	270-1800	270-1811	
いきいきセンター	蘇我(中央区)	264-6966	264-6967	9:00～17:15
	花見川(花見川区)	286-8030	286-8031	
	さつきが丘(花見川区)	250-4651	250-4652	
	あやめ台(稲毛区)	207-1388	207-1368	
	大宮(若葉区)	265-1751	265-1741	
	都賀(若葉区)	232-4771	232-4773	
	越智(緑区)	205-1290	205-1291	
	土気(緑区)	205-1000	205-1001	
	真砂(美浜区)	278-9641	278-9642	
いきいきプラザ内 デイサービスセンター	中央	209-9000	209-9006	9:00～17:15
	花見川	216-0080	216-0083	
	美浜	270-1800	270-1811	
おゆみ野ふれあい館	293-1775	293-1775	月～日	

※1 月曜日が祝日の場合は翌火曜日

※2 土曜日は活動施設等の貸出業務のみ／第2日曜日は区ボランティア業務のみ

※3 年末年始は除く

※4 日曜日は17:15まで



このパンフレットは共同募金を財源の一部としています。

